区長記者発表資料

令和 8 年 11 月 17 日

「こども性暴力防止法」における認定申請手数料を全額補助

港区は、区内に認定対象事業の事業所を有する民間事業者を対象に、こども性暴力防止法における認定の取得促進を目的とした「こども性暴力防止法認定申請手数料補助事業」を令和 8 年 12 月から開始します。



▲こども性暴力防止法　事業者マーク

1　事業実施の背景

国は、教育・保育などの子どもに接する場での子どもへの性暴力を防ぎ、子どもの心と身体を守るため、教育・保育施設等において働く際に性犯罪歴等について証明を求める仕組み（いわゆる日本版ＤＢＳ）を含む、「学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（通称「こども性暴力防止法」）」（以下「法」といいます。）を令和 8 年 12 月 25 日に施行します。

法では、措置の実施を義務とする事業と任意とする事業に分かれています。任意で措置を実施する事業（以下「認定対象事業」といいます。）については、事業ごとに事業者が国から認定を受ける必要があり、認定の申請には 1 件 3 万円の手数料を支払う必要があります。

2　事業概要

認定申請手数料の補助を行うことで、民間事業者の認定取得を促進します。

本事業により区内の事業所における子どもへの性暴力の防止が期待できます。

（1）対象　区内に認定対象事業の事業所を有する民間事業者
（2）補助額　一件当たり 3 万円
（3）申請受付開始日　令和 8 年 12 月 25 日（金曜）
（4）補助時期　国による認定取得の公表及び事業者からの申請があったとき

3　補正予算額

711 万円

4　今後のスケジュール（予定）

令和 8 年 12 月 25 日　申請受付開始

【問合せ先】
子ども家庭支援部　子ども政策課長　　電話：03-3578-2440

つながる港、つなげる未来
港区は令和9年3月15日に
区政80周年を迎えます